

長野県立中学校管理規則の一部を改正する規則案について

高校教育課

1 改正の理由

中学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第28号）の一部改正に伴い、長野県立中学校管理規則（平成23年長野県教育委員会規則第10号）について所要の改正を行う。

2 改正の内容

道徳の「特別の教科」化に伴う検定教科書の導入により、道徳の授業では必ず検定教科書を使用することとなり、道徳の主たる教材の使用に係る届出が不要となるため、届出を義務づけた規定を削除する。

3 施行期日

平成31年4月1日

長野県立中学校管理規則の一部を改正する規則案

長野県立中学校管理規則（平成23年長野県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「次項第2号」を「次項第1号」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

高校教育課

長野県立中学校管理規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>(教材の承認等)</p> <p>第11条 校長は、教科書が発行されていない教科の主たる教材として使用する教材（次項第1号において「準教科書」という。）を使用するときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>2 校長は、次に掲げる教材を継続的に使用しようとするときは、あらかじめ委員会に届け出なければならない。</p> <p>(削る)</p> <p>(1) 教科書又は準教科書と併せて使用する副読本又はこれに類する図書</p> <p>(2) 各種の学習帳</p>	<p>(教材の承認等)</p> <p>第11条 校長は、教科書が発行されていない教科の主たる教材として使用する教材（次項第2号において「準教科書」という。）を使用するときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>2 校長は、次に掲げる教材を継続的に使用しようとするときは、あらかじめ委員会に届け出なければならない。</p> <p>(1) 道徳の主たる教材として使用する図書</p> <p>(2) 教科書又は準教科書と併せて使用する副読本又はこれに類する図書</p> <p>(3) 各種の学習帳</p>